

11月は
「児童虐待防止推進月間」
です

きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

(平成19年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待のニュースが後を絶たず、地域ぐるみの対応が求められています。虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立にいたるまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。そのためには、子どもに関わるあらゆる機関の理解と関心がかかせません。

市では社会福祉課の家庭相談室が窓口となっています。気になることは何でもお寄せください。関係機関と連携を取りながら対応します。また家庭裁判所では児童虐待に対し次のようなかわりがあります。

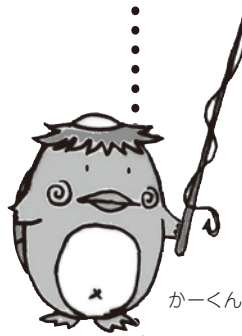
◆相談 お問い合わせ

市役所 社会福祉課 (家庭相談室)

☎63-5113 (内線273 274)

◆家庭裁判所に関するお問い合わせ

新潟家庭裁判所 ☎025-266-3171



保護者から虐待を受けている子どもの安全を図るため、保護者の意思に反してでも子どもを保護者から引き離さなければならない場合があります。

このような場合、児童相談所長は、子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託するなどの措置の承認を家庭裁判所に求めます(いわゆる「児童福祉法28条事件」)。家庭裁判所は、その申立てを受け、子どもの健やかな成長に適うかを基準に、それらの措置を承認するかどうかを判断します。

また、保護者が親権を濫用して子どもを虐待しているような場合には、家庭裁判所は、関係者(親族など)の申立てにより、その親権を失わせ、子どものために後見人を選ぶことができます。

住宅用火災警報器に関するアンケート結果

住宅用火災警報器のアンケートには、市民の皆さまのご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。今回のアンケートでは、13,011世帯の皆さまから回答をいただき、次のような結果となりました。



Q1 現在、お住まいの住宅は?

- ・一戸建て 94%
- ・アパート・マンション 2%
- ・その他 3%
- ・無回答 1%

Q2 住宅用火災警報器をご存知ですか?

- ・知っている 79%
- ・知らない 19%
- ・無回答 2%

Q3 住宅用火災警報器の設置義務があることをご存知ですか?

- ・知っている 44%
- ・知っているが詳しく分からない 29%
- ・知らなかった 25%
- ・無回答 2%

Q4 現在、お住まいの住宅に住宅用火災警報器は設置されていますか?

- ・設置している 12%
- ・一部設置している 7%
- ・設置していない 79%
- ・無回答 2%

Q5 住宅用火災警報器は、どこに設置されていますか? (Q4で「設置している」「一部設置している」と回答した世帯対象)

- ・寝室 16%
- ・台所 55%
- ・居間 8%
- ・廊下・階段 18%
- ・その他 3%

※以下、Q4で「設置していない」と回答した世帯対象

Q6 設置していない理由がありますか?

- ・設置義務があることを知らなかった 35%
- ・設置方法が分からない 19%
- ・効果が期待できない 7.7%
- ・警備会社の感知器を設置している 0.3%
- ・その他 20%
- ・無回答 18%

Q7 今後、設置する予定がありますか?

- ・設置する予定がある 46%
- ・設置する予定はない 42%
- ・無回答 12%

Q8 設置するとしたらどこに設置したいですか?

- ・寝室 18%
- ・台所 54%
- ・居間 13%
- ・廊下・階段 13%
- ・その他 2%

市消防本部では、住宅用火災警報器の普及促進に努めていきたいと考えています。アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。

◆佐渡市消防本部 予防課



税金の納め忘れはありませんか

市税等の滞納処分について

国から地方へ税源移譲がおこなわれ、その結果、多くの方の市・県民税（住民税）の税額が増額となっています。さらに近年の経済状況の悪化も影響して、

佐渡市の市・県民税の滞納額も増えており、このままでは多数の善良な納税者が税の公平性に疑問を持ち、ひいては新たな滞納をつくり出すということが心配されます。

佐渡市では、市の自主財源の根幹となる市・県民税をはじめとする市税等の確保のため、悪質と思われる滞納者に

対して給与や銀行口座の差押え等の滞納処分を積極的におすすめしていきます。

おもな差押え

(1) 給与差押

会社員など労働の対価として支給される給与所得のある方は、法律で定められる差押禁止額を超える部分は全て差押えの対象となります。事前に給与支払者である会社等へ照会のうえ、毎月の給与等から滞納税へ強制的に充当します。

(2) 年金差押

公的年金で年間の給付額が一定の額を超える年金額を受給している方は、給与差押と同様に、差押禁止額を超える部分は全て差押えの対象となります。

(3) 預貯金差押

銀行その他の金融機関等の預貯金は、法律で定められた差押禁止額はありませんが、残高全額が差押えの対象となります。

(4) 不動産差押

土地・建物等の不動産は法務局にて差押登記を行います。その際、抵当権等が設定されている場合は、その抵当

権者等にも差押通知がなされます。その結果、その不動産についての所有権移転は制限され、佐渡市によって公売・換価され滞納税に強制的に充当します。

特別な事情で納められない方へ

生活困窮等により一度に滞納税額を納められない場合などは、税務課の担当者と相談のうえ分割納付等ができます。（ただし、延滞金等が加算される場合があります）

お気軽に市役所本庁税務課（収納対策係）までお問い合わせください。

◆お問い合わせ

市役所 税務課（収納対策係）

☎63-5110（直通）

公的個人認証サービスのご案内

○公的個人認証サービスとは

国や県では、従来書面で行っていた申請や届出をご自宅のパソコンからインターネットを利用して行うことができるサービスを徐々に進めています。

公的個人認証サービスとは、インターネットを利用した電子申請を安全に行える公的なサービスをいいます。

○利用できる主な手続き

所得税、個人事業者の消費税についての電子申告 など

○利用方法

サービスの利用には、電子証明書の発行を受ける必要があります。

○電子証明書発行申請に必要なもの

- ・住基カード（お持ちでない場合は同時に申請可能です）
- ・写真付き公的身分証明書（運転免許証、写真付き住基カード など） ※お持ちでない場合は、照会書を送付しますので、翌日以降の発行になります。
- ・上記の身分証明書が無い場合は健康保険証などの本人名義の書類を複数点
- ・手数料（500円）

○発行にかかる時間の目安 15分

（住基カード発行：約10分）
（電子証明書発行：約5分）

○申請場所

市役所本庁市民課（戸籍係） ☎63-5112

※電子証明書の申請は本庁のみの取り扱いとなります。

※電子申請の利用にはカード読み取り機が必要ですので、電気店でご購入ください。

※税制改正により、所得税の確定申告で電子申告を利用した場合には、平成19年分または平成20年分で5,000円の特別控除を受けられることになりました。（お問い合わせは佐渡税務署 ☎74-3276へ）

